

兵庫県オープン系システム共通基盤検証環境構築委託
仕様書

令和8年2月

兵庫県企画部デジタル改革課

目 次

1 事業概要	1
(1) 目的	1
(2) 基本方針	1
2 調達内容	1
(1) 契約期間	1
(2) 主な作業内容	1
(3) 作業に係る主な留意点	1
(4) 納品場所	1
(5) スケジュール	2
(6) 納品ドキュメント	2
3 仕様詳細	2
(1) 検証環境の構築	2
(2) 主なソフトウェア仕様	2
(3) 主なネットワーク仕様	3
(4) セットアップ	3
(5) ネットワーク構成	3
(6) テストについて	4
(7) 運用事業者への引継について	4
(8) 運用管理仕様	4
4 作業体制等	4
(1) 役割分担	4
(2) 作業体制	4
(3) その他	4
5 留意事項	4
(1) 契約不適合責任	4
(2) 機密保持	5
(3) 法令等の順守	5
(4) 知的財産の取扱い	5
(5) 疑義の解釈	5

1 事業概要

(1) 目的

本仕様書は、兵庫県（以下「県」という。）が運用するオープン系システム共通基盤（以下「共通基盤」という。）における検証用サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア等（以下「検証機器等」という。）の構築作業委託契約（以下「本契約」という。）に関して、県と受託者の間において、検証機器等の設定等の詳細な仕様を定めるものである。

(2) 基本方針

県では、平成 25 年度に汎用機（メインフレーム）システムから共通基盤へ全面移行し、現在は令和 4 年に機器、ソフトウェア等を一斉更新した「共通基盤 5 期分」として、一体的・効率的な運用を行っている。

本契約では、共通基盤 5 期分で導入したソフトウェア等を一斉更新するにあたり、県、共通基盤 5 期分で動作している業務システム（以下「業務システム」という。）の維持管理業務委託事業者（以下「業務事業者」という。）及び共通基盤 5 期分の運用管理業務委託事業者（以下「運用事業者」という。）が検証するための環境を構築するものである。

2 調達内容

(1) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 主な作業内容

県が指示する要件に従い、検証機器等の設計から構築までを行う。なお、構築に必要なハードウェア環境及び有償ソフトウェアのライセンスは、県が提供する。

(3) 作業に係る主な留意点

- ・ 検証環境構築にあたっては、運用事業者及び業務事業者と緊密に連携して行うこと。
業務システム：総務事務システム、総合財務会計システム、人事給与システム、
県営住宅管理システム及び適用業務システム
- ・ 県の行政情報ネットワーク（以下「県庁 WAN」という。）との接続について、その保守管理事業者と連携・協力して作業を行うこと。

(4) 納品場所

- ・ 県庁第 3 号館 13 階電算機械室（以下「電算室」という。）

(5) スケジュール

令和8年4月1日から業務システムの検証ができるように構築作業を行うこと。

区分	令和8年度								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
共通基盤 (検証用)	入札手続	契約 構築作業	今回の調達範囲						
業務システム	検証作業								

(6) 納品ドキュメント

ア ドキュメント一覧

納品ドキュメント名	納品形態	提出時期
・IP・ホスト名一覧 ・アカウント一覧 ・パラメータ定義書 ・共通基盤5期:パラメータ定義書修正 ・ゲストOSのイメージファイル	電子媒体	構築完了後

イ 事前承認

ドキュメントを納入前に提出し、県の承認を得ること。

- ・ 検証機器等の詳細な設定情報が確認でき、容易に再設定できること。

ウ 作成上の注意

- ・ 電子媒体の表面には、収録内容を簡記すること。
- ・ 電子データは、Microsoft Office で編集できること。
- ・ 電子媒体 (CD-ROM、DVD-ROM 又は USB メモリ) を1部納品すること。
なお、納入に必要な電子媒体は、受託者において用意すること。

3 仕様詳細

(1) 検証環境の構築

- ・ 県が指定するサーバに、県が指示する要件の KVM ホスト OS (3台) 及び Linux ゲスト OS (2台) を構築すること。また、イメージファイルを作成して納品ドキュメントに含めること。
- ・ 県が指定するサーバのストレージを増設すること。なお、増設するストレージは県が用意する。
- ・ 概要は巻末資料1を参照すること。

(2) 主なソフトウェア仕様

- ・ 県が指定する Linux OS をインストールすること。なお、Linux OS は OracleLinux9.x 及び RedHat9.x を採用する。県が指定するウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
- ・ 特に指定がないものについては、導入 OS に対応 (予定含む) した最新バージョンとし、納品時点においてパッチ等最新の状態で提供すること。

- ・県が使用权を持ち、適法に使用できること。
- ・Linux ゲスト OS (RedHat9.x) 1 台に、帳票作成ツール (SVF) を導入すること。
- ・必要なライセンスは、県が用意する。

(3) 主なネットワーク仕様

- ・検証機器等は、既設共通基盤で使用しているネットワークセグメントに接続すること。なお、今回調達する機器で使用する IP アドレスについては、県が割振りを行う。
- ・業務事業者が業務システムの検証作業を行えるように、業務事業者のパソコン等から、適切なセグメントを利用して検証用機器と接続できるようにすること。
- ・県が指定するネットワークスイッチの設定について、県が指示するセグメントの設定を追加すること。なお、追加する設定は、下記「(5) ネットワーク構成 (ア) 論理設計」の「2 統合業務セグメント」とする。

(4) セットアップ

- ・確認すべき事項がある場合には、県に申し出たうえで対応すること。
- ・構築設計書の作成にあたっては、既設共通基盤の設計を調査・分析のうえ、適切な設計を行うこと。
- ・構築設計書に基づき、OS 及びソフトウェアのインストール、設定及び動作確認を行うこと。
- ・機器の設定にあたっては、既設共通基盤の環境に悪影響を与えないよう、十分な考慮・対策・確認をとったうえで作業を行うこと。

(5) ネットワーク構成

ア 論理設計

共通基盤 (検証用) は、以下のネットワークセグメントを構成する。

No	セグメント名	用途
1	Webセグメント	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁WANとの接続用セグメント ・エンドユーザ/業務アプリケーションなどからのアプリケーション接続受付用 ・県庁WANとは共通基盤のファイアウォールを経由して接続
2	統合業務セグメント	<ul style="list-style-type: none"> ・Web/APサーバとDBサーバ等との接続、及び共通基盤の運用管理用セグメント ・業務アプリケーションからのデータベース接続 ・業務アプリケーションからの帳票作成 ・サーバ管理、運用監視、システムバックアップ用
3	内部DMZセグメント	<ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤内のDMZ環境用セグメント ・外部エンドユーザ/業務アプリケーションなどからのアプリケーション接続受付用 ・統合業務セグメントとは、共通基盤のファイアウォールを経由して接続

※構築過程において、県との協議の結果、上記構成の見直し、又は新たにセグメントを追加する必要がある場合は、これに対応すること。

イ 物理設計

共通基盤（検証用）を構成する全ての機器の管理は統合業務セグメントより実施できるようにすること。

（6）テストについて

受託者は作成した稼働テスト計画書に基づき、検証機器等がシステムとして正常に動作するか確認を行うこと。

また、テスト結果を県に報告のうえ検収を受け、問題点がある場合は解消するまで対応を行なうこと。

（7）運用事業者への引継について

検証機器等の構築完了後は、機器の各種設定作業等を運用事業者が行うことになるため、受託者は「機器設定手順書」等の引継資料を基に運用事業者へに操作等の説明を行い、その結果について県に報告のうえ、検収を受けること。

（8）運用管理仕様

県及び運用事業者に対し、検証機器等の運用に必要な基本的な教育を行うこと。

4 作業体制等

（1）役割分担

本契約における主要な関係者の役割分担を以下に示す。

関係者	役割
県	・本契約全般のプロジェクト管理・運営を行う。 ・関係部署及びプロジェクト内における各事業者間の調整を行う。
受託者	・検証機器等の設定等を行う。 ・県の提示する構築要件を基に共通基盤の設定を行う。 ・運用事業者への業務引継・教育等を行う。
運用事業者	・共通基盤の運用管理等を行う。
業務事業者	・業務システム毎に維持管理を行う。

（2）作業体制

- ・受託者は、構築業務の全体統括を行う総括責任者を配置すること。
- ・県との連絡は、総括責任者を通じて行うこと。

（3）その他

本仕様書に記載のない事項で、構築時において発生した必要な作業については、県と協議のうえ、県の指示に基づき、実施すること。

5 留意事項

（1）契約不適合責任

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、県は受託者に対し、履行の追完を請求することができる。

履行の追完は、民法第 562 条第 1 項本文にかかわらず、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの方法によること。

(2) 機密保持

本契約遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とすること。

(3) 法令等の順守

個人情報保護法、県情報セキュリティ対策指針を順守すること。また、法令及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) 知的財産の取扱い

ア 成果物及びこれに付随する資料は、全て県に帰属するものとし、書面による県の承諾を受けずに他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。但し、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、県は、本契約の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

イ 本委託業務で得られた成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条の権利を含む。）を無償で県に譲渡すること。

ウ 本委託業務で得られた成果物に著作権者人格権を行使しないこと。また、本委託業務で得られた成果物に第三者の著作権がある場合は、当該著作権者に著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとること。

エ 本委託業務によって得られた成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾すること。

オ 特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに関わる費用については受託者の負担とする。

(5) 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた場合には、県と受託者の協議により定めるものとする。

資料1 共通基盤（検証用）対象サーバ（予定）

項番	種別	用途	CPU（スレッド数）	メモリ（GB）	SSD（GB）	追加SSD	備考
1	KVM	ホストLinux#1	56	1,024	1,440	1,920 (480GB×4本)	ゲストOS（OracleLinux 1台、Redhat 1台）構築 帳票作成ツール（SVF）の導入
2	KVM	ホストLinux#2	56	1,024	1,440	1,920 (480GB×4本)	
3	KVM	ホストLinux#3	56	1,024	1,440	2,400 (480GB×5本)	